

平成30年度

公益財団法人新宿未来創造財団 第3回理事会

議事録(議論内容)

※参考資料

平成31年3月7日

○永木理事長 それでは、ただいまから平成30年度第3回公益財団法人新宿未来創造財団理事会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、議案第12号、「平成30年度第3回評議員会の招集について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 何かご質疑はありますでしょうか。特にご質問がないということで質疑を終了させていただきます。議案第12号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第12号は原案どおり決定いたします。

○永木理事長 次に、議案第13号、「会計監査人の報酬の改定について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 何かご質疑はありますでしょうか。特にご質問がないということで質疑を終了させていただきます。議案第13号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第13号は原案どおり決定いたします。

○永木理事長 次に、議案第14号、「平成30年度事業計画及び収支予算の補正について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 何かご質疑はありますでしょうか。特にご質問がないということで質疑を終了させていただきまして、議案第14号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第14号は原案どおり決定いたします。

○永木理事長 次に、議案第15号、「四谷駅前再開発公益棟地下階の借受について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、ご意見、ご質問がありましたらよろしくお願い申し上げます。

○小林理事 新宿未来創造財団が借り受けて使用する施設は、運営費以外にも部屋の備品費用等もかかるという前提でよろしいのでしょうか。

○小柳事務局長 この施設は、もともと区が持っている権利床を財団に無償で貸付けし、実際に運用するのは、平成32年度の4月から財団で運用していくということで予定しています。

○諏訪管理担当事務局次長 区のほうで設計図はもう出来あがっており、運動施設については、ある程度の備品は全て四谷第三小学校の等価交換の中で調達されるという前提で私どもは無償で貸し付けを受けます。

ただ、来年度は施設予約をするための、システムやパソコンは必要になるので、そういった物の準備を行う予定です。

○小林理事 そうすると、躯体部分的なものは新宿区の負担で、その施設を財団が運用す

し、その運用のための備品などは財団負担ということで、以後予算に計上していくという形でもよろしいですね。承知しました。

○加賀美副理事長 公益棟は全部区の所有になりまして、財団には地下部分が無償でお貸しします。躯体もそうですし、初度調弁も基本的に区で全部賄い、あとの運営を財団にお願いするという予定です。

○佐藤事業担当事務局次長 休館日や開館時間などの詳細な運営方法については、今後決まり次第、この理事会でもお諮りしたいと存じます。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。特にないようでしたら質疑を終了させていただきます。議案第15号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第15号は原案どおり決定いたします。

○永木理事長 次に、議案第16号、「平成31年度事業計画及び収支予算について」を議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いいたします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、ご意見、ご質問がありましたらよろしく申し上げます。

○宇佐美理事 江戸川河川敷の施設の利用日が土日・祝日とありますが、ウイークデーは使うことができないのでしょうか。というのは、高齢者はウイークデーでも十分時間あるので、ウイークデーに利用できるグラウンドであればその周辺を走ったり汗を流すことができ良いのではと思います。

○佐藤事業担当事務局次長 財団管理施設の西戸山公園や落合中央公園の野球場では、ウ

ワークデーの稼働率が低く、逆に土日・祝日の需要が多く抽選倍率も高くなっているという現状があります。そのため子どもたちの活動機会が少なくなっていることを鑑み、江戸川河川敷グラウンドではこのような運用になる予定です。今後、土日・祝日の稼働率や、区内の屋外施設の稼働率も見ながら、運用方法については、区と財団で協議しながら決めていきたいと存じます。

○名倉監事 今の江戸川河川敷グラウンドですが、1時間2,500円というのはちょっと高いかなと思います。例えば私は練馬区ですが、ここのグラウンドよりもよっぽど良いグラウンドが1時間1,200円です。新宿区内でこの利用料なら分かりますが、私はこの江戸川のグラウンドで野球をやったことがあります、石ころだらけです。そうすると、1時間2,500円は少し高いという気がします、いかがでしょうか。

○佐藤事業担当事務局次長 現在、区の屋外施設の利用料が2時間で5,100円です。時間と金額をこのおよそ半分で利用できるよう、江戸川河川敷の利用料は1時間2,500円に設定したとのことです。

今後の皆様の利用状況や利用者の声を見ながら、運用については、また区と財団で協議をしていきたいと思います。

○加賀美副理事長 ここの江戸川河川敷を借り上げたのは、区内では硬式野球ができるグラウンドがないという中で、少年・リトルシニアを初め硬式野球をできる場所がないかという意見があり、区としてもそれを探したところでございます。この江戸川河川敷は区が貸し出す場所としては、唯一の硬式野球ができるという点を1つの売りにしています。

今、名倉委員から出た利用料につきましては、受益者負担の適正化という点で、今後ここだけの話ではなく、他の区の施設においても利用料金をどうするか、検討していきます。その中で江戸川河川敷の料金をどうするか、また議題に出てくるとは思いますが、今後、見直しの時期は来るとは思います。

特に照明もLEDに変えていきますので、それらも踏まえて全体的に検討していきたいと思います。

- 佐藤事業担当事務局次長　また、優先団体として硬式野球等を行う子どもの団体につきましては、半額でご利用いただけるということで考えています。
- 武井理事　放課後子どもひろばについてですけれども、大分広がってきて、新1年生の登録も非常に多いということですが、学童クラブの登録は3年生までで、4年生になると学童クラブには入れなくなるということになるのでしょうか。
- 武富子ども支援課長　新宿区の学童クラブですが、以前は小学校1年生から3年生までということでしたが、今は3年生までという制限はなくなり、4年生以上も定員に空きがあれば利用できるよに変わっています。
- 武井理事　実施校の拡大と同時に、そこに配置される指導員の資格手当というのが資料に出ていますが、どのような資格を持っている方が指導にあたっているのでしょうか。
- 武富子ども支援課長　学童クラブ機能付き放課後子どもひろばは、区と財団の委託契約の仕様で有資格者の配置が必要となっています。資格としては、保育士・社会福祉士・教員免許といった資格を持っている者を配置することとなっており、実際にそういった方を配置しています。
- 武井理事　ありがとうございます。以前は、高齢者の方が多く関わっていましたが、今は、そのような資格のある人たちに素晴らしいプログラムを展開していただき、子どもたちが伸び伸びと明るく社会性をつけながら育っていくということは、非常に重要です。予算をつけていただきとても良かったと思います。
- 高野理事　新宿シティハーフマラソンですが、来年もやはり国立競技場は使えなくて、神宮球場の使い方も変更が出そうだと漏れ聞いています。そうすると役員の控える場所が今よりさらに寒いところへ追いやられるのではないかという恐怖感がありますが、どのような状況になっているのでしょうか。
- 青木マラソン課長　私も最近インターネットなどで拝見しましたが、2022年から第二球

場を取り壊して、ゆくゆくは秩父宮ラグビー場と交換するという報道を見ていたところ
です。以前、神宮球場にも問い合わせたのですが、神宮球場は毅然と「それは聞いてい
ません」という回答です。今年の11月に新国立競技場が竣工され、その後、オリンピッ
ク組織委員会に譲渡され、オリンピック・パラリンピックが終わる2020年9月までは新
国立競技場は使用できないということが前提ですので、来年の1月26日も神宮球場を優
先で借りるということはご了承いただいています。

次回大会についても、今回大会と同じように神宮球場を全面使用ということで予定し
ているので、ご心配の控え室となる記者席など、その辺は確保されると思います。当日
の気象も影響はあるかと思いますが、暖をとるところは確保できる予定となっています。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。特にご発言がなければ質疑を終了させていただ
きまして、議案第16号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第16号は原案どおり決定いたします。

○永木理事長 次に議案第17号、「平成31年度資金運用の執行方針及び計画について」を
議題に供させていただきます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 何かご質疑はありますでしょうか。特にご質問がないということで質疑を
終了させていただきます。議案第17号を原案どおり決定することにご異議ございませ
んでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第17号は原案どおり決定いたします。

○永木理事長 次に、議案第18号、「組織規程の改正について」を議題に供させていた

きます。事務局の説明をお願いします。

(資料に基づく説明省略)

○永木理事長 それでは、ご意見、ご質問がありましたらよろしくご意見申し上げます。

○名倉監事 変更前と変更後を比較すると、変更前はそれぞれの担当参事役が決まっていたのが、変更後は参事役の担当が決まっていますが、これは何か別に参事役の担当領域に関する規程などをつくるのでしょうか。

○諏訪管理担当事務局次長 参事役と事務局次長については、これまで年度ごとに重要視する業務に応じて担当領域を組織規程で定めていました。しかし、組織規程を年度ごとに変更するとその都度、皆様に規程の変更をお諮りをする必要が生じてしまいます。財団は年度ごとに、区よりも柔軟な組織体制が取れるという点が強みであり、そのメリットを最大限生かすため、今後事務局次長と参事役については、規程ではなく別途、規則の方で配置や担当領域を定め、柔軟に組織運営を行っていくということが趣旨となっています。

○永木理事長 ほかにいかがでしょうか。特にご発言がなければ質疑を終了させていただきます。議案第18号を原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○永木理事長 異議なしと認め、議案第18号は原案どおり決定いたします。

以上で全ての議案の審議は終了させていただきます。

○永木理事長 それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

<以下、報告事項等は省略>